

2019年度 学校の部活動に係わる活動方針

青森県立黒石商業高等学校

1 趣旨

本活動方針は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び「運動部活動の指針」（平成30年12月青森県教育委員会）に則り、本校の実情を踏まえ、本校の部活動が最適に活動することを目指したものである。

部活動は、学校の教育の一環として、各部の責任者の指導の下、生徒の自主的、自発的な参加により行う。

学校全体としての部活動の指導・運営に係わる体制を構築する。

体力や技能の向上を図る目的に行う。

異年齢との交流の中で、部員同士等との好ましい人間関係を構築する。

2 活動について

(1) 設置する部活動について

ア 運動部

硬式野球・ソフトボール・ソフトテニス・卓球・バドミントン・サッカー・陸上競技・バスケットボール・バレーボール

イ 文化部

吹奏楽・商業・放送・写真・美術・漫画研究・演劇・家庭

ウ 同好会

茶道・将棋・ボランティア事務局

(2) 活動時間及び休養日等について

ア 活動時間

学期中は、原則平日2時間程度とする。

学校の休業日は、原則3時間程度とし、ただし練習試合や大会等は除くものとする。

長期休業中は休業日に準じる。

イ 休養日

学期中は、原則週当たり 2 日以上の休養日进行ける。(原則平日は少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上を休養日とする。)

週末に大会等で活動した場合は、休業日を他の日に振り替えるように努める。

長期の休養期間（オフシーズン）を設けるように努める。

ウ その他

活動は、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

定期考査 1 週間前（土日含む）及び定期考査最終日の前日まで部活動は行わない。ただし主要大会等がある場合は校長に相談する。

主要大会等の時期を「ハイシーズン」として活動することができる。ただしその分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

競技種目の特性及び生徒の競技に対する志向等を考慮し、原則週 1 日以上の休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休業日を含め、年間で 104 日程度の休養日を確保するなど弾力的に取り扱う。

各部において、年間指導計画表及び、月間指導計画表を作成する。

3 スポーツ環境について

単独で競技等の活動ができない場合は、他校等の合同の活動を検討する。

教育の基盤は、生徒一人一人の人格の尊重にあり、体罰は、生徒の肉体的苦痛を与え、心身を傷つける人権侵害であることから、いかなる理由であっても絶対に許されるものではありません。日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むなど、体罰のない指導を行うこと。

部活動を運営するに当たっては、保護者の理解と協力が必要であることから、各部の顧問は、保護者に対して指導方針・練習計画・活動時間・休養日等を示し、連携に努める。

外部指導者等には、本校の活動方針に基づいて指導に当たることを理解してもらう。